

視能訓練士（会計年度任用職員）職員募集のお知らせ

職 種	視能訓練士（免許取得者）
業 務 内 容	視能訓練
資 格	視能訓練士の資格を有する方
勤 務 時 間	週 33.75 時間（日 6.75 時間）以内 月～金曜日 8：30～16：00（休憩 45 分） ※勤務日及び勤務時間については応相談（月・水・金は要勤務）
任 用 期 間	令和 4 年 3 月 3 1 日まで 勤務状況により次年度以降、再度の任用有
試 用 期 間	原則として 1 か月
所 定 外 労 働 の 有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 219,868 円（週 33 時間 45 分勤務の場合） 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 10 日（1 年間の任用の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額は地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されることがあります。
申 込 方 法	庶務課 採用担当まで電話もしくはメールにてお問合せください。 なお、メールにてお問合せの際は、次の項目を記載し、送付してください。 【氏名・性別・連絡先・住所・希望する職種】 川崎市立川崎病院 電話：044-233-5521（代表） メールアドレス：(83kawent@city.kawasaki.jp) お問合せの後、履歴書(写真貼付)、資格免許の写しをお送りください。 書類を確認後、状況に応じて面接を実施します。
応 募 要 件	視能訓練士の資格を有する方 地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

- | | |
|--|--|
| | <p>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> |
|--|--|